

令和4年1月吉日

厚生労働省健康局長 佐原 康之 殿

一般社団法人日本公衆衛生学会理事会

地方衛生研究所の法制化に関する声明

厚生労働省において地方衛生研究所の法制化に向けた議論が進められていると伺っておりますが、日本公衆衛生学会は地方衛生研究所を法律の下に明確に位置づけることに賛同いたします。地方衛生研究所は、公衆衛生行政の科学的かつ技術的中核機関であり、「健康危機の未然防止及び被害の最小化」と「公衆衛生に関する新たな課題の発掘と解決」を担ってきました。その法制化にあたり、全国的な公衆衛生体制を保ち、地域の公衆衛生体制を一層強化する観点から、以下の4点について特段のご配慮をお願いします。なお、国の直接的な責務ではなく、自治体の責務である内容が含まれていますが、法制化と合わせて国としての指針及びガイドラインとして明確に示していただきたく存じます。ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 公衆衛生の専門機関としての調査研究機能の明確化

以下の様な機能の明確化と使い易く十分な予算措置を求めます。

- ・健康危機に備えた平時からのモニタリングと必要時の強化サーベイランス
- ・国内外の最新情報の収集と提供
- ・健康危機の防止・制御のための調査研究の実施

2. 地方衛生研究所の所長要件の明確化

地方衛生研究所には、保健所と協働して健康危機事態に迅速に対応する必要性があります。そのため所長には研究能力並びに指揮管理能力を有する人材の配置を求めます。

3. 優秀な研究者・技術者の安定的雇用と研究環境条件の明確化

調査研究の機能の強化には優秀な人材の安定的な確保が必須です。全国公募を導入するなどにより人材確保を図ること、また常勤職員については、研究所として必要な試験検査等の技術レベル維持の観点から、個人の技術レベルを勘案した異動基準を適用するなど安定的な人事の仕組みを作ることを求めます。また、公的並びに民間の外部資金を獲得した研究、大学や他の研究機関との共同研究などの研究を推進する環境を保障し、外部機関との研究交流を活発化し、人材の確保ならびに流動化を促進することを求めます。

4. 倫理審査委員会等の調査研究の支援体制の明確化

現状では、例えば倫理審査委員会を有する地方衛生研究所は半数に留まっています。調査研究機能の強化を図るためには、地方衛生研究所に倫理審査委員会、利益相反委員会、研究支援の担当部門を設置することにより、研究内容を迅速に評価、審査、推進、公表する仕組みを作ることを求めます。